

みまさか暮らしの質改善プラン

美作市に住んでみたい、住みつづけたいと思っていただくことを
目指し取り組んでいる、市独自の事業の一覧です。

関係部署連絡先（市外局番：0868）

福祉政策課	☎ 72-6466
健康政策課	☎ 72-7701
子ども政策課	☎ 72-6467
建設課	☎ 72-0924
都市住宅課	☎ 72-6697
総務課	☎ 72-1111
危機管理室	☎ 72-6344
総合政策課	☎ 72-6696
情報政策課	☎ 72-6631
社会教育課	☎ 72-1113



みまさか暮らしの質改善プラン
特設ページ

まちづくり政策

公共施設管理

・市道区画線等整備（真白い白線事業）

安全で円滑な交通環境を確保するため、区画線を計画的に整備します。

・市道維持管理

安全で快適な交通環境を確保するため、市道の修繕整備に取り組みます。

・市道認定

公共性の高い道路を市道認定するに当たり、住みよいまちづくりを推進するため、認定の基準を緩和しています。

【建設課】



移住定住支援

・移住定住住宅補助〔詳細は別紙〕

市内に住宅の新築、中古住宅取得・改修を行った場合に、費用の一部を補助します。一定の要件を満たす方には加算もあります。

・空き家財道具撤去補助

空き家バンク制度に登録している物件について売買契約又は賃貸借契約が成立した場合に、その物件所有者が空き家の家財道具の片付けをする際の費用を補助します。（経費の1/2：上限10万円）

【総合政策課】



・定住促進住宅

低廉な賃貸住宅を入居条件を緩和して提供します。

【都市住宅課】

安心・安全

・緊急・行政情報配信

一斉メールや公式アプリ、公式LINE、告知放送、ホームページなど、多様な媒体を活用し、緊急・行政情報を発信します。

【情報政策課・危機管理室】



・建築物耐震診断補助

地震に強い建物の推進のため、古い基準で建てられた建築物の耐震診断費用の一部を補助します。

・木造住宅耐震改修補助

地震に強い建物の推進のため、耐震診断により耐震が必要と判断された建築物の耐震改修工事費用の一部を補助します。

・老朽危険空家除却補助

空家の不良度を判定し、基準以上であれば、除却費用の1/2(上限300万円)、基準未満であれば1/2(上限50万円)、応急措置費の1/2(上限10万円)を補助します。

・ブロック塀等撤去補助

地震発生時の避難経路の安全を確保するため、主要な道などに面した危険なブロック塀の撤去費用の一部を補助します。

【都市住宅課】

・防犯灯設置補助

集落道等の危険か所に防犯灯の設置を行い、安心安全なまちづくりに努めます。

【総務課】

地域づくり政策

地域活動支援

・地域おこし協力隊

地縁団体や地域経済を支える企業など、各種の団体に地域おこし協力隊の積極的な配置を行い、地域活性化を推進します。

【総合政策課】

・市民活動団体等支援

市民活動団体等が自主的に実施する地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動に対して補助します。

【市民課】

・公民館事業の活性化

公民館が実施する講座や貸館により、市民の学びをサポートします。

・市民大学

市民の誰もが生涯学習を行える場を提供します。

・市民向け文化芸術鑑賞

文化芸術振興を目的に、文化芸術鑑賞事業を実施します。

【社会教育課】



福祉政策

高齢者等向け支援

・タクシー利用補助

運転免許証を保有していない高齢者、障がい者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。

【総合政策課】



・老人日常生活用具給付

在宅のひとり暮らし高齢者及び日常生活を営む上で援護を必要とする高齢者に対し、日常生活に要する用具を給付します。

【健康政策課】

・権利擁護センター

高齢者、障がい者および児童の虐待防止、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援、成年後見人制度の利用など市民の皆様への権利擁護支援を行います。

【福祉政策課】



健康管理支援

・特定疾患療養附帯交通費助成

指定難病、小児慢性特定疾患、人工透析が必要な方へ、通院交通費の一部を給付します。

・障がい者医療費給付制度

重度障害者の医療費を助成する制度です。令和3年11月診療分から受給資格者に重度精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療費受給者証（精神通院）のいずれも所持する方）を追加しました。

【福祉政策課】

・若年者あんしん在宅療養支援

若年層に対し、若年がん患者のほか特定疾病の方が住み慣れた在宅での生活を送れるよう支援し患者及び家族の負担軽減を図る事を目的として、在宅介護サービスの利用について給付を行います。

・がん患者医療用補整具（アピアランスケア）助成

がん治療に伴う外見の変化によって悩みを抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグ・補整具等（補整パット、補整下着、専用入浴着、弾性着衣及びエビデーズ）の購入に係る経費の一部を助成します。助成は、経費の1/2に相当する額とし、医療用ウィッグ上限5万円、補整具等上限10万円です。

【健康政策課】



／ 制度が改正されました！ ／

美作市の住宅補助金

～美作市内に住宅を建築や購入、リフォームをした方に補助金を交付します～

住宅を購入

新築を
建築・購入で

(旧) 40万円から



最大 130 万円に!
(建築・購入費の1/10)

中古を購入・
リフォームで

(旧) 30万円から



最大 50 万円に!
(購入・リフォーム費の1/10)

空家バンク登録住宅

貸して改修

リフォーム費

(旧) 30万円から



最大 50 万円に!
(リフォーム費の1/2)

借りて改修

リフォーム費

(旧) 30万円から



最大 50 万円に!
(リフォーム費の1/2)

◆ 下記の項目に当てはまる場合に補助金を加算します ◆

世帯全員満40歳未満			
	10万円	申請者とその配偶者がどちらも満40歳未満の場合(10万円/一世帯)	
児童・生徒	1人あたり10万円	世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(10万円/人・上限なし)	
リフォーム	上限50万円	中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームした場合 (支払金額の1/2・上限50万円)	
市内事業者	上限10万円	建築やリフォームを市内事業者と契約した場合 (支払金額の1/2・上限10万円)	

【共通対象要件】

- ・世帯全員が市税等に滞納がないこと
- ・美作市暴力団排除条例に定める暴力団員ではないこと
- ・補助金交付の決定後5年間居住すること
- ・申請者又はその世帯員の親族から購入した土地・建物は対象外とする
- ・リフォームの場合、住宅の取得に併せてリフォームする場合に限る



美作市
Mimasaka-city

お問い合わせ

政策推進部 総合政策課

TEL : 0868 - 72 - 6696